

なか

広報

2006 No.22

- 発行日／平成18年11月13日発行
- 発行／那珂市
- 編集／市長公室企画課広報係
〒311-0192
茨城県那珂市福田1819-5
- ホームページURL(携帯可)／
<http://www.city.naka.lg.jp>
- メールアドレス／
kikaku@city.naka.lg.jp

11 目次／Contents

市立図書館が開館しました	2
活かします!! あなたの声を ー平成18年度市政懇談会ー	4
平成17年度那珂市決算報告	10
歴史民俗資料館だより 水鳥④	14
市政だより(国民保護訓練 ほか)	16
環境ミニトピックス ほか	19
まちの話題	20
Information	22
市立図書館へ行こう!	24
活き活き人	26
さわやかさん、表紙の裏側 ほか	28



バトンをつなぎゴール目指して一直線! (第24回那珂市スポーツ少年団運動会)

水鳥

4

那珂市の
指定文化財

文化財は、祖先の歴史・伝統・文化を今日まで伝える大切な共通財産です。そして、この文化遺産を後世に伝えていくことは、私たちの責務でもあります。それら文化財の中でも、国・県・市町村の行政で登録や指定をして管理し、保存していく必要があると認められたものを『指定文化財』と呼びます。

指定文化財は、彫刻や絵画などの『有形文化財』、工芸技術や音楽などの『無形文化財』、風習や行事などの『民俗文化財』、樹木や史跡などの『天然記念物』に分類されています。

現在市内には、国指定文化財4点、県指定文化財25点、市指定文化財50点があります。

今回は、市内の県指定有形文化財の中から絵画5点をご紹介します。



し ほんちやくしよくさんじゅうろっ か せん
■紙本著色三十六歌仙

所在地／静(静神社)

指定年月日／昭和37年10月24日

種類／絵画 寸法／縦43.8cm 横30.4cm

水戸藩三代藩主徳川綱條が、先代徳川光圀の遺志を奉じて宝永2年(1705)に静神社に奉納したもの。天保12年(1841)正月7日の火災時に1枚を焼失している。藤原公任が和歌に秀でた三十六人を挙げたものを三十六歌仙というが、諸系統あり、この三十六歌仙は業兼本系統のもの。平安時代の松月軒等善による作で杉柎目板に金泥を塗り繊細な彩色を施した秀作。



し ほんちやくしよくち こうまん だ ら
■紙本著色智光曼荼羅

所在地／瓜連(常福寺)

指定年月日／昭和47年12月18日

種類／絵画

寸法／縦73.5cm 横55.0cm

げんこう ちこう
元興の僧智光が夢に見た極楽浄土を描かせた図。智光曼荼羅は、悟りの世界を表現し、教義のすべてが内包された密教の曼荼羅とは性格が異なり、阿弥陀浄土の世界を分かりやすく表現したものである。中央に阿弥陀如来が描かれ、諸菩薩が周りを取り囲む構図は最も成立が古い。享保17年(1732年)正月13日に義誉観智上人によって、次ページで紹介する清海曼荼羅とともに常福寺に寄進された。江戸時代の作。



■ 紙本著色涅槃図

所在地／瓜連(常福寺)

指定年月日／

昭和47年12月18日

種類／絵画

寸法／縦150cm 横180cm

希連禪河のひとり、沙羅双樹の林の下で釈迦が入滅する様子を描いたものを涅槃図という。大勢の弟子や諸王・諸天・鳥獣に見守られこの世を去る釈迦の姿は素晴らしいものであったという。蓮華を枕に頭を北に向け横たわる釈迦。そして、満月が懸かる上空には母である摩耶夫人が天から降りてくる姿が描かれている。室町時代の作で、描法がやや硬く、平板化している。残念ながら、現在は傷みが激しく、彩色の浮きや剥落が見られる。



■ 紺紙金泥清海曼荼羅

所在地／瓜連(常福寺)

指定年月日／

昭和47年12月18日

種類／絵画

寸法／縦98.0cm 横70.0cm

智光曼荼羅同様に、阿弥陀浄土を図示したもの。紺地に金泥で描かれている。楼閣・宝池とともに阿弥陀如来・諸菩薩が描かれ、外側には蓮華座が廻らしてある。江戸時代の写しとされ、享保17年(1732)正月13日寄進とある。



■ 紺紙著色滝見観音図

所在地／下大賀(弘願寺)

指定年月日／昭和63年1月25日

種類／絵画 寸法／縦82.5cm 横36.2cm

この滝見観音図は、滝や滝壺の表現に大和絵の手法が用いられ、室町時代の作とされる。常陸太田市正宗寺所有の同じく県指定文化財の雪村画『紙本著色 滝見観音図』の見本になったとされ、比較の上で大変貴重な資料である。この図は、修復が加えられているが、当初、裏面に「宝永五年三月吉日 住山雷啓昌益修復」と記された墨書が貼られており、宝永5年(1708)3月に、正宗寺住職雷啓昌益によって修復されたことが分かる。

埋蔵文化財について

那珂市は、久慈川と那珂川に挟まれた肥沃な台地のほぼ中央に位置します。水と緑に恵まれたこの土地には、およそ一万年以上も前から人々の暮らしが培われてきました。そのため、市内には先人たちが暮らした住居跡や古墳などといった遺跡が、所在が明らかになっている周知のものだけでも253件存在しています。それらの遺跡からは、はるか昔の生活や文化を今に伝える土器や石器などの遺物が数多く出土しています。そういった、地下に眠っている遺跡を『埋蔵文化財』と呼びます。

住宅や店舗、道路などを建設する場合や、その土地の現況を変更するときには、たとえ個人所有の土地であっても、その場所が遺跡の包蔵地であるか否かを確認する必要があります。確認は、市教育委員会文化財係(市歴史民俗資料館内)で行います。もし、埋蔵文化財包蔵地である場合は、試掘調査をし、遺跡の保存方法について協議を行います。発掘調査が必要とされた場合、調査が行なわれた遺構や出土品は、報告書にまとめられます。

資料館では、これまで発掘調査で出土した土器や石器の一部を常設展示し皆様に公開しております。また、その他の出土品も企画展示や小中学校の学習教材など市の文化教育に役立てられています。

どうぞ、市民の皆様の文化財保護へのご理解・御協力をお願いいたします。